

参考配布

平成 31 年 3 月 15 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 新田 峰雄

課長補佐 富田 英晴

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、滋賀労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、滋賀労働局が配布した資料です。

資料提供
滋賀労働局発表 平成31年3月15日(金)

担当	滋賀労働局職業安定部 需給調整事業室 室長 酒井 忠夫 需給調整指導官 豊嶋 博文 電話 077-526-8617
----	--

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

滋賀労働局（局長：石坂弘秋）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第2項により、労働者派遣法改正法による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなして適用される労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

下記の派遣元事業主は、職業安定法第44条（昭和22年法律第141号）において禁止されている労働者供給事業を行っていた。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称 株式会社マクロ（代表取締役 北岸 達平）
所 在 地 滋賀県東近江市上羽田町2253番地1
届出に関する事項 届出受理番号 特25-300988
届出受理年月日 平成26年5月13日

第2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第6条第2項により、労働者派遣法改正法による労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなして適用される労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社マクロは、A社で雇用する労働者1名を株式会社マクロの雇用する労働者であると称し、B社の指揮命令の下B社の業務に従事させ、さらにその後引続き同労働者をC社の指揮命令の下C社の業務に従事させ、もって、法定の除外事由がないにもかかわらず、労働者供給事業を行ったものであり、職業安定法第44条に違反する。

なお、同社が行った労働者供給事業は、平成27年10月14日から平成30年9月29日までの間、少なくとも延べ559人日である。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

(1) 労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

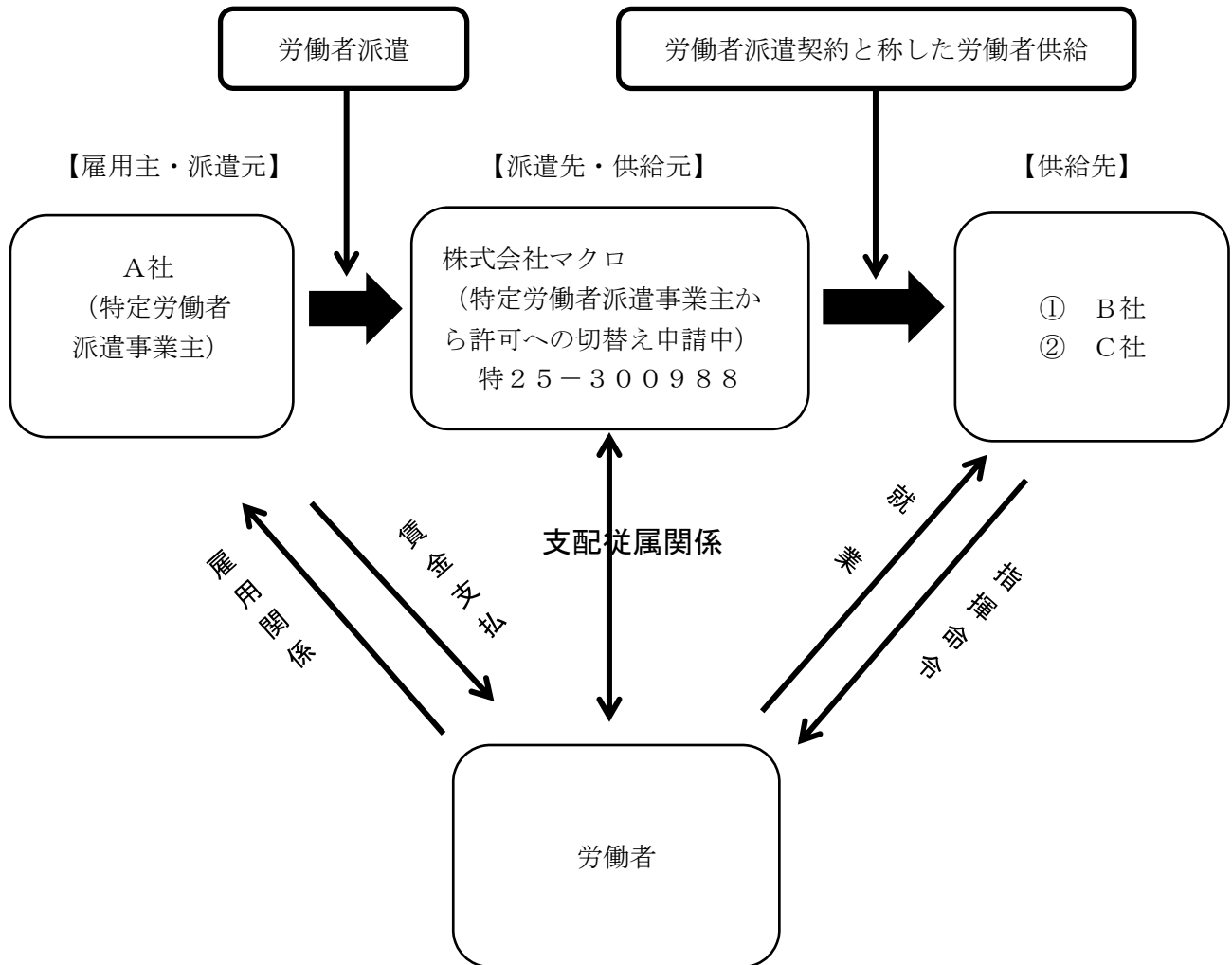
なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- 職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）
- 労働者派遣法第26条第1項（契約の内容等）
- 労働者派遣法第34条第1項（就業条件等の明示）
- 労働者派遣法第34条の2（労働者派遣に関する料金の額の明示）
- 労働者派遣法第35条第1項（派遣先への通知）
- 労働者派遣法第37条（派遣元管理台帳）

(2) 上記の「第3 処分理由」に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

(3) 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

【概要】



【 参考 】

○職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（用語の意義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（第 3 章第 4 節を除き、以下「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

（契約の内容等）

第 26 条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第 29 条の 2 において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために

必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2～6 (略)

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第40条の2第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第35条の3の規定に抵触することとなる最初の日

四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第40条の2第1項の規定に抵触することとなる最初の日

2～3 (略)

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第34条の2 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

五 その他厚生労働省令で定める事項

2 (略)

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管

理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）
- 二 第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣先の氏名又は名称
- 四 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 五 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 六 始業及び終業の時刻
- 七 従事する業務の種類
- 八 第 30 条第 1 項（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置
- 九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 十 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 十一 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十二 その他厚生労働省令で定める事項

2 （略）

（改善命令等）

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 及び第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 （略）

（権限の委任）

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 （略）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則（抄）

（検討）

第 2 条 政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2～3 （略）

（一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「旧法」という。）第 5 条第 1 項の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る同項の許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第 10 条の規定による許可の

有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2～3 (略)

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業(旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)を行っている者は、施行日から起算して3年を経過する日までの間(当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第13条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間)は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項後段及び第2項から第4項まで、第13条第2項、第14条並びに第54条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第11条第1項中「第5条第2項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部改正する法律(平成27年法律第73号)第1条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成27年改正前法」という。)第16条第1項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第26条第3項中「第5条第1項の許可を受けている」とあるのは「平成27年改正前法第16条第1項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3～7 (略)